

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	220020
規制の特例事項名	商品を購入した者に提供する景品の価額の制限の撤廃
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド, オリックス(株), (社)リース事業協会
意見の要点	<p>「購入者を対象とするが購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合の『取引の価額』は、原則として、百円とする。ただし、当該景品類提供の対象商品又は役務の取引の価額のうち最低のものが明らかに百円を下回っていると認められるときは、当該最低のものを『取引の価額』とすることとし、当該景品類提供の対象商品又は役務について通常行われる取引の価額のうち最低のものが百円を超えると認められるときは、当該最低のものを『取引の価額』とすることができる。」という制限は、現在の社会においては、販売の際に表示が明確になされれば、消費者は何をいくらで買って、何がおまけで付いているかを理解した上で購入するか否かを選択するはずであるから、こうした規制を撤廃する。</p>
意見に対する回答	<p>景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものであり、このような観点から、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(総付け景品制限告示)においても、懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても、総付け景品制限告示に係る景品事件として、39件を処理しているところである。</p> <p>なお、このような景品規制は、すべての景品類の提供を禁止するのではなく、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって、消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。</p> <p>経済構造改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ、提案された特例事項については、このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといふ経済改革特区の趣旨にも反することになることから、特区の対象とすることは適当ではない。</p>
担当省庁名	公正取引委員会

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	220030, 220040
規制の特例事項名	懸賞によって提供する景品の最高限度額及び総額に関する規制の緩和, オープン懸賞規制に関する規制の緩和
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>現行法令上, 懸賞により提供する景品類の最高額は, 懸賞に係る取引の価格の20倍の金額であり, 当該金額が10万円を越える場合にあっては, 10万円を越えてはならない, とされているが, これを, 「当該金額が30万円を越える場合にあっては, 30万円又は取引価格のどちらか高い額を最高額とする。」と変更する。</p> <p>現行法令上, 「懸賞により提供する景品額の総額は, 当該懸賞にかかる取引の予定総額の100分の2を越えてはならない。」とあるが, この規制を撤廃する。</p> <p>現行法令上, オープン懸賞では商品の限度額が1000万円とされているが, これを撤廃する。</p>
意見に対する回答	<p>景品表示法は, 景品付き販売が野放しの状態で行われると, 事業者間において, 商品・サービスの品質・価格による競争ではなく, 過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり, 本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため, 公正な競争秩序を維持する観点から, 景品類の提供に一定の制限を設けているものであり, このような観点から, 「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(一般懸賞・共同懸賞制限告示)において, 懸賞によって提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。平成14年度においても, これらの告示に係る景品事件として, 68件を処理しているところである。</p> <p>また, 取引に附随しない懸賞による経済上の利益の提供(オープン懸賞)は, 景品表示法の規制対象とはならないが, 懸賞つき販売の延長線にあるものであることから, 「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取引方法」(オープン懸賞制限告示)により, 独占禁止法の不公正な取引方法として1000万円を越える経済上の利益の提供が禁止されている。</p> <p>なお, このような景品規制は, すべての景品類の提供を禁止するのではなく, 本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるようなもののみを規制しているものであって, 消費者が景品目的で商品・サービスを選択することとはならないようなものについてまで規制をするものではない。</p> <p>経済構造改革の推進に当たっては, 公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ, 提案された特例事項については, このような不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制等を緩和することになり, 経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るといった経済改革特区の趣旨にも反することになることから, 特区の対象とすることは適当ではない。</p>
担当省庁名	公正取引委員会